

令和6年7月25日からの豪雨災害にかかる 罹災証明書・被災証明書の申請受付について

【住居に被害があった方：罹災証明書】

罹災証明書を申請することができます。そのためには被害にあった住居や家財等について、片付けたり捨てたり修理する前の状況を写真に撮っておいてください。写真の撮り方は、イメージ図をご参考ください。

【住居に被害がなく、住居以外の家屋や車、家財等だけに被害があった方：被災証明書】

被災証明書を申請することができます。そのためには被害にあったものについて、片づけたり捨てたり修理する前の状況を写真に撮っておいてください。写真の撮り方は、イメージ図をご参考ください。

【申請受付期間及び受付場所】

受付期間：令和6年7月29日（月）から 午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日を除きます。

受付場所：役場町民税務課5番窓口（申請の際は、写真（データも可）をご持参ください。）

お問い合わせ先：税務グループ TEL 0237-35-2111（内線127）

※マイナポータルからの申請も可能です。 ホームページ <https://myna.go.jp>

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。町から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

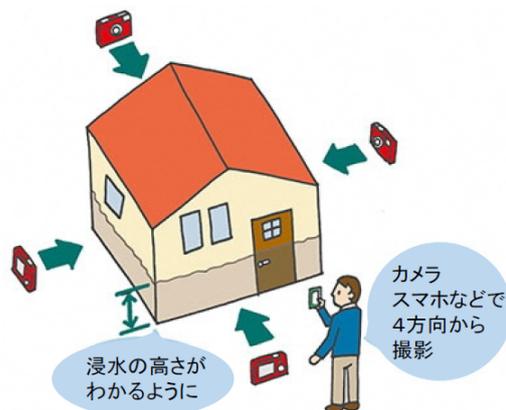
- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真の撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
 - ①被災した部屋ごとの全景写真
 - ②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

<想定される撮影箇所>
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう

